

事業概要

平成 27 年度



熊本市食肉衛生検査所

はじめに

当所の食肉衛生検査業務につきましては、日ごろから格別のご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、当所においては、平成25年度で熊本市食肉センターの牛及び豚のと畜機能が市外施設へ移転しましたので、平成26年度からは馬のと畜検査のみを行ってまいりましたが、それも平成28年1月31日をもって終了しました。

熊本市は保健所設置市(いわゆる旧保健所法・政令市)のさきがけとして昭和45年(1970年)5月に食肉衛生検査所を新設開所し、馬、牛、豚、めん羊及び山羊のと畜検査業務をおこなってきました。

熊本市食肉センターの最盛期である昭和52年度(1977年度)には258,892頭(馬4,295頭、牛7,710頭、豚246,881頭、めん羊・山羊6頭)のと畜検査を行ないましたが、その後は減少に転じて平成27年度は馬2,820頭を検査しました。

熊本市食肉センターにおけると畜業務の終了にともない、当所は平成28年2月29日付で閉所します。

なお、検査所設置以来、45年と10ヶ月の長きにわたり、食肉の安全を確保するために、と畜検査技術の研鑽に努め、特に馬の寄生虫、牛白血病、豚赤痢及び豚丹毒においては、全国に誇れる検査技術を継承してきたと自負しております。

当所におけるその検査技術等は、熊本県食肉衛生検査所に引き継いでいただきましたので安心しております。

ここに当所最後の平成27年度版事業概要をとりまとめましたので、御高覧いただければ幸いです。

皆様のますますの御清栄を祈念し、最後のあいさつといたします。

長い間お世話になりました。

平成28年2月29日

熊本市食肉衛生検査所
所長 久木田 憲司

目 次

第一章	検査所の概要	-	1
1	沿革		
2	概要	-	2
	(1)名称		
	(2)所在地		
	(3)機構		
	(4)職員数		
	(5)手当等		
	(6)業務内容		
	(7)権限委任		
3	検査所平面図	-	4
第二章	検査統計	-	5
1節	と畜場法に基づく検査		
1	と畜検査頭数		
	(1)と畜検査頭数の推移		
	(2)馬の月別と畜検査頭数		
	(3)馬の品種別頭数割合		
2	処分状況	-	7
	(1)とさつ解体禁止又は廃棄したものの原因		
	(2)馬の処分率の推移		
	(3)馬の病種別頭数		
3	病畜検査状況	-	10
	(1)病畜検査頭数の推移		
	(2)馬の月別病畜検査頭数		
	(3)馬の診断病名別病畜検査頭数		
2節	食品衛生法に基づく残留有害物質検査	-	11
1	サーベイランス検査		
2	モニタリング検査(実態調査のための検査)		
第三章	衛生管理	-	12
1	馬の衛生管理		
	(1)枝肉拭き取り検査		
	(2)馬枝肉運搬用保冷車の拭き取り検査		
2	解体場内の構造設備及び機械器具(以下設備・機器)の衛生管理	-	13
	(1)設備・機器の拭き取り検査		

(2)食肉センターへの衛生指導

第四章 その他

1	精度管理事業	- 14
	(1)業務管理基準(GLP)に対する対応	
2	と畜検査フィードバック事業	- 15
	(1)対象者	
	(2)内容	
	(3)フィードバックの効果	
3	職員の研修等実施状況	

第一章 検査所の概要

1 沿革

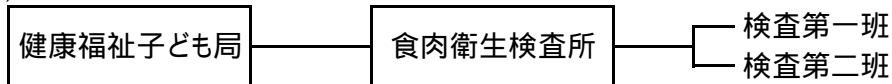
昭和13年	熊本市春竹町竹古堂にと畜場を新設し、熊本市営と畜場として開場する。
昭和24年 5月	保健所法改正に伴い、熊本市が政令市となったため、熊本県熊本保健所が熊本市熊本保健所となる。これに伴って熊本市にと畜検査員が誕生する。
昭和35年11月	衛生部熊本保健所衛生課食品獣疫係が設置され、と畜検査業務は食品獣疫係の業務となる。
昭和36年10月	衛生部庶務課へ移管され、熊本保健所は併任辞令となる。
昭和40年 4月	熊本市食肉センターが公営のと畜場および市場施設として開設。
” 6月	衛生部熊本保健所庶務課へ移管される。
昭和44年 8月	熊本市食肉衛生検査所新設工事竣工。
昭和45年 5月	衛生部環境衛生課へ移管し、熊本市食肉衛生検査所(かい)が設置され、所長は課長補佐級となる。
昭和46年 9月	機構改革により、食肉センター(課)が衛生部から農林水産部に移管され、農林水産部食肉センターとなる。
昭和52年 5月	機構改革により、食肉衛生検査所が保健衛生局から経済局に移管され、経済局農林水産部食肉センター食肉衛生検査所となる。
昭和62年 4月	機構改革により、産業局農林水産部食肉センター食肉衛生検査所となる。
平成8年 4月	機構改革により、食肉衛生検査所が経済振興局から保健衛生局に移管され、保健衛生局衛生部食肉衛生検査所(課)となり、2係制となる。
平成11年 4月	機構改革により、健康福祉局保健所食肉衛生検査所となる。
平成13年11月	食肉衛生検査所に、BSE検査室を設置。
平成14年 4月	機構改革により、健康福祉局衛生部食肉衛生検査所となる。
平成24年 4月	機構改革により、健康福祉子ども局食肉衛生検査所となる。
平成25年 7月	牛・めん山羊のと畜機能移転に伴い、牛・めん山羊のと畜検査及びBSE(TSE)検査を終了。
平成26年 3月	豚のと畜機能移転に伴い、豚のと畜検査を終了。
平成26年 4月	機構改革により、主査制となる。
平成28年 1月	食肉センターにおける馬のと畜業務終了に伴い、馬のと畜検査を終了。
” 2月	残務整理がすべて終了し、検査所を閉所する。

2 概要

(1) 名称 熊本市食肉衛生検査所

(2) 所在地 〒860-0812 熊本市中央区南熊本2丁目3番1号
TEL 096-371-7043
FAX 096-373-0345

(3) 機構



(4) 職員数(平成27年4月現在)

所長	主査	技師	非常勤職員
1人	2人	3人	2人

(5) 手当等

熊本市職員特殊勤務手当支給規則(抜粋)

(医療等業務従事手当)

第3条 条例別表11の項に規定する人事委員会規則で定める職員及び額は、次の各号に掲げる職員及び当該各号に掲げる額とする。

- (6) 食肉センター、動物愛護センター、食肉衛生検査所又は動植物園に勤務する獣医師のうち、行政職員給料表の4級以上の職務の級にある者 月額12,000円
- (7) 食肉センター、動物愛護センター、食肉衛生検査所又は動植物園に勤務する獣医師のうち、行政職員給料表の3級以下の職務の級にある者 月額15,000円

熊本市職員特殊勤務手当支給条例(抜粋)

第2条 手当の種類、手当を受ける者の範囲及び手当の額は、別表のとおりとする。

別表

手当の種類	手当を受ける者の範囲	手当の額
食肉センター業務手当	職員が汚物処理作業(焼却作業を含む。)又はと畜検査業務に直接従事したとき。	日額800円

(6)業務内容(熊本市事務分掌規則より抜粋)

- ア と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づくと畜検査及びと畜場の衛生に関すること。
- イ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づく食鳥検査及び食鳥処理場の衛生に関すること。
- ウ 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づくと畜場及び食鳥処理場内における食品衛生に関すること。
- エ 食肉及び食鳥肉についての試験検査及び調査研究に関すること。

(7)権限委任

熊本市保健衛生事務に関する権限委任規則(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、市長の権限に属する事務のうち、保健所長等に委任するものについて定めるものとする。

(食肉衛生検査所長への委任)

第3条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、食肉衛生検査所長に次の各号に掲げる事務を委任する。この場合において、当該各号に定める「法」とは、当該関係法をいうものとする。

(1)と畜場法関係

- ア 法第14条の規定によるとさつ解体の検査及び獣畜の肉等のと畜場外への持ち出し許可に関すること。
- イ 法第16条の規定によるとさつ解体の禁止等に関すること。
- ウ 法第17条の規定による報告の徴収及びと畜場への立入に関すること。
- エ 法第18条第1項の規定によると畜場の施設の使用制限に関すること。
- オ 法第18条第2項の規定によると畜業者及び解体を行う者の業務停止又は業務禁止に関すること。

(2)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係(法第16条に規定する認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。)

- ア 法第15条の規定による食鳥検査に関すること。
- イ 法第20条の規定による公衆衛生上の必要な措置に関すること。
- ウ 法第37条第1項の規定による報告の徴収に関すること。
- エ 法第38条第1項の規定による立入検査及び収去に関すること。

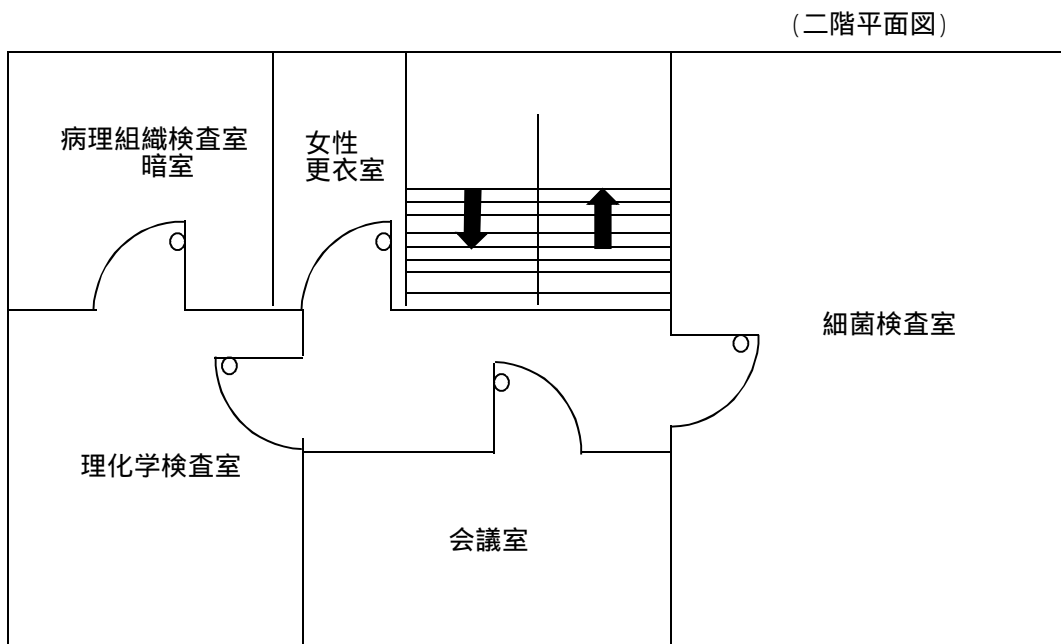
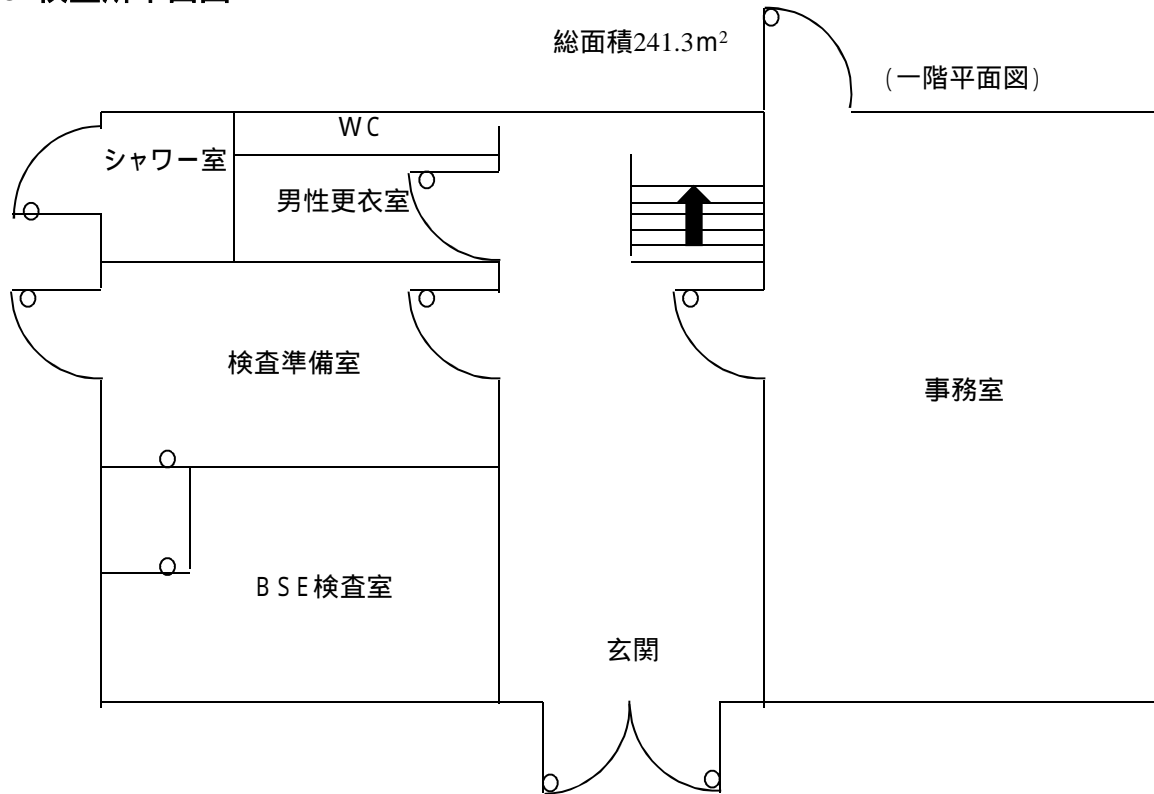
(3)食品衛生法関係(食肉センター内の食肉衛生に係るものに限る。)

- ア 法第28条第1項の規定による報告の要求、臨検、検査及び収去に関すること。
- イ 法第54条の規定による食品等の廃棄命令に関すること。

(市長への報告)

第4条 保健所長及び食肉衛生検査所長は、委任を受けた事務に関して処理した事項を市長に報告しなければならない。

3 検査所平面図



第二章 検査統計

1節 と畜場法に基づく検査

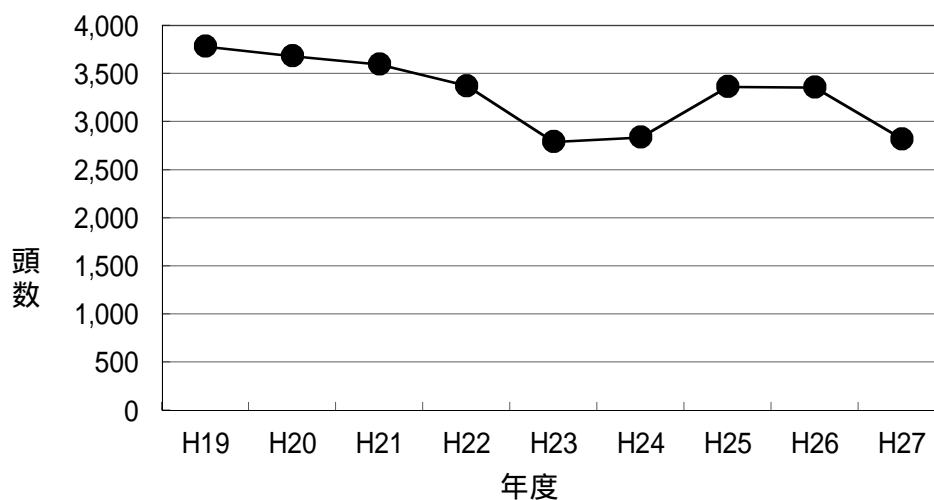
1 と畜検査頭数

(1) と畜検査頭数の推移

馬のと畜検査頭数は、前年度から538頭(16.0%)減少して、2,820頭であった。

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
牛	8,954	8,914	8,928	8,074	7,883	7,859	2,464	0	0
とく	11	11	10	9	21	7	2	0	0
馬	3,783	3,684	3,597	3,373	2,792	2,839	3,363	3,358	2,820
豚	38,436	37,907	35,850	34,826	35,946	32,967	31,417	0	0
めん山羊	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	51,184	50,516	48,385	46,282	46,642	43,672	37,246	3,358	2,820

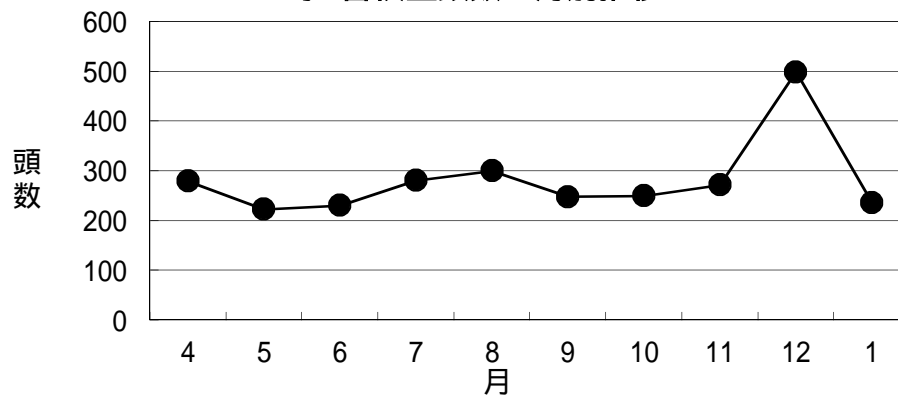
馬と畜検査頭数の年度別推移



(2) 馬の月別と畜検査頭数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
頭数	280	223	231	281	300	248	250	272	499	236	2,820

馬と畜検査頭数の月別推移



(3)馬の品種別頭数割合

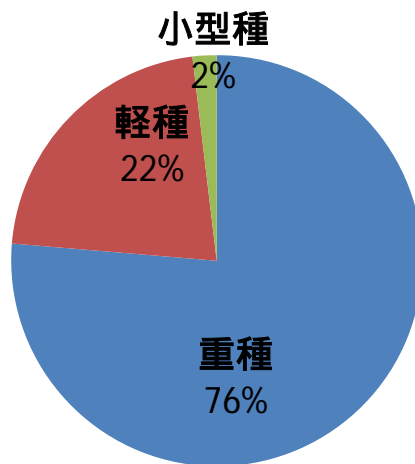
品種	重種 ^{*1}	軽種 ^{*2}	小型種 ^{*3}	計
頭数	2,152	615	53	2,820

*1 重種:ペルシュロン系、フルトン系、ベルジャン系およびそれらの雑種等

*2 軽種:サラブレッド系、アラブ系およびその雑種等

*3 小型種:ポニー、道産子等

馬の品種別割合



2 処分状況

(1)とさつ解体禁止又は廃棄したものの原因

と畜場内とさつ頭数	処分実頭数	疾病別頭数																			計								
		細菌病							ウイリス・リクチャ病	原虫病	寄生虫病			その他の疾病															
		炭	豚	サル	結	ブ	破	放	そ	豚	そ	ト	そ	の	ジ	そ	膿	敗	尿	黄		水	腫	中	炎	産	変	そ	
牛	0	禁止																											
		全部廃棄																											
		一部廃棄																											
とく	0	禁止																											
		全部廃棄																											
		一部廃棄																											
馬	2,820	禁止																											
		全部廃棄														1						3							4
		一部廃棄	1,510											1	1,296				1	50	5			589	71	131		2,144	
豚	0	禁止																											
		全部廃棄																											
		一部廃棄																											
めん羊	0	禁止																											
		全部廃棄																											
		一部廃棄																											
山羊	0	禁止																											
		全部廃棄																											
		一部廃棄																											
合計	2,820	禁止																											
		全部廃棄	4													1					3							4	
		一部廃棄	1,510											1	1,296				1	50	5			589	71	131		2,144	

(2)馬の処分率の推移

馬の処分率は53.7%で、前年度とほぼ同程度であった。

全部廃棄は4頭で、原因は3頭が全身性の腫瘍、1頭が膿毒症であった。

年度	と畜検査頭数	処分実頭数	内訳			処分率* (%)
			禁止	全部廃棄	一部廃棄	
H23	2,792	1,055	0	1	1,054	37.8
H24	2,839	1,151	0	6	1,145	40.5
H25	3,363	1,661	0	1	1,660	49.4
H26	3,358	1,918	0	1	1,917	57.1
H27	2,820	1,514	0	4	1,510	53.7

解体禁止

* 処分率=(処分実頭数 / と畜検査頭数) × 100 (%)

(3)馬の病種別頭数

			頭数
循環器	心臓	心筋・心脂肪水腫	1
		心筋出血	5
		心筋梗塞	2
		心筋変性	9
		心肥大	2
		心筋炎	3
		心外膜炎	4
		心内膜出血	4
		心内膜・弁膜石灰沈着	1
	血管	大動脈寄生虫性結節	5
	脾臓	脾炎	1
脾腫		1	
リンパ節	リンパ節メラノーマ	5	

			頭数
泌尿生殖器系	腎臓	腎メラノーマ	1
	生殖器	産道損傷	1
		難産	1
		卵巣嚢腫	1
		子宮炎	2
		受胎子宮	4
		胎児腐敗	1
		陰睾	1
	乳房	化膿性乳房炎	1

			頭数
呼吸器	肺	肺の石灰沈着	1
		肺砂粒症	611
		血液吸入肺	37
		肺の鬱血	1
		肺気腫	263
		肺炎	299
		肺膿瘍	10
	気管・気管支	気管支炎	64
		胸膜	胸膜炎
	化膿性胸膜炎		1

			頭数
運動器系	筋肉	筋肉出血	15
		筋肉水腫	1
		筋肉変性	1
		挫傷	16
		創傷	10
		手術傷	1
		筋肉の腫瘍	2
	筋炎	1	
	筋肉膿瘍	3	
	骨	骨折	11
	関節	関節炎	24
		化膿性関節炎	1
	尾	尾椎炎	1
	蹄	蹄葉炎	6
		蹄冠炎	1
		蹄炎	1
	腱	腱炎	30

			頭数
消化器系	口・咽頭	歯肉炎	2
		口の腫瘍	1
	舌	舌炎	1
	胃	胃炎	4
		胃拡張	2
	腸	回腸血黒症	12
		小腸炎	11
		円虫症	1
		大腸炎	35
		大腸潰瘍	2
		出血性大腸炎	3
		大腸閉塞	1
		腸間膜水腫	1
		肝臓	肝壊死
	肝富脈斑		1
	肝萎縮		18
	肝砂粒症		680
	肝腫大		3
	肝細胞変性		12
	肝炎(その他)		9
	化膿性肝炎		1
	間質性肝炎		49
	肝硬変		6
	出血性肝炎		2
	肝線維症		17
	肝混濁腫脹		5
	のこず肝		1
	褪色肝		13
	脂肪肝(脂肪変性)		17
	肝嚢胞		8
	胆管炎		2
	胆管・肝蛭寄生		1
	腹膜	腹膜炎	6
腹膜膿瘍・化膿性炎		2	
肝包膜炎		46	
腹膜腫瘍		1	

			頭数
脳・神経系	角結膜炎		7
	白内障		5

			頭数
皮膚等	皮膚	皮膚メラノーマ	5
		痂皮形成	2
		皮膚炎	2
	皮下織	皮下水腫	49
		皮下出血	71
		フレグモーネ	3
		皮下織炎	2
		皮下膿瘍	7

			頭数
その他	全身性	貧血	1
		黄疸	1

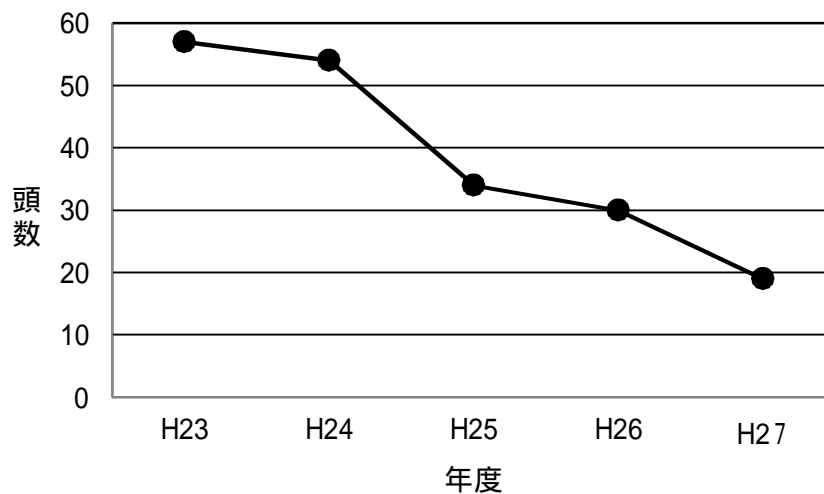
3 病畜検査状況

(1) 病畜検査頭数の推移

病畜は、前年度より11頭(36.7%)減少の19頭であった。原因疾病としては、消化器系の疾病(36.8%)が多く見られた。

年度	牛	とく	馬	豚	めん山羊	総計
H23	492	7	57	2	0	558
H24	434	1	54	3	0	492
H25	92	1	34	0	0	127
H26	0	0	30	0	0	30
H27	0	0	19	0	0	19

馬の病畜検査頭数の年度別推移



(2) 馬の月別病畜検査頭数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
頭数	2	2	0	6	2	2	0	2	2	1	19

(3) 馬の診断病名別病畜検査頭数

		頭数
呼吸器	肺炎	1
消化器系	胃拡張	1
	小腸炎	1
	大腸炎	1
	出血性大腸炎	2
	化膿性肝炎	1
	脂肪肝	1
	泌尿生殖器系	産道損傷

		頭数
運動器系	筋肉膿瘍	1
	筋肉出血	1
	骨折	2
	関節炎	1
	その他	該当病名なし
その他	打撲	1
	便秘症	1

2節 食品衛生法に基づく残留有害物質検査

平成18年5月から導入されたポジティブリスト制に対応するために、熊本市環境総合センター（以下、環総セ）と連携した検査体制を確立した。前年度同様、残留有害物質検査の定量検査を環総セに依頼し、LC/MS/MS等を用いた検査を行った。

1 サーベイランス検査

と畜検査により、細菌感染を疑い保留となった獣畜または動物用医薬品等の使用を疑う所見（注射痕等）が認められた獣畜を検査対象としているが、平成27年度は対象がなかった。

2 モニタリング検査（実態調査のための検査）

厚生労働省通知「平成27年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について」に基づき、検査を実施した。馬10頭の腎臓及び頸部筋肉を検体として収去し、環総セに依頼し検査を実施した結果、有害物質の残留は認められなかった。

畜種	検査頭数	検査項目	腎臓		筋肉	
			検体数	陽性数	検体数	陽性数
馬	10	スルファキノキサリン	10	0	10	0
		スルファジミジン	10	0	10	0
		スルファジメトキシ	10	0	10	0
		スルファモノメトキシ	10	0	10	0
		ダノフロキサシン	10	0	10	0
		エンロフロキサシン	10	0	10	0
		サラフロキサシン	10	0	10	0
		チルミコシン	10	0	10	0
		デキサメタゾン	10	0	10	0
		オルビフロキサシン	10	0	10	0
		リンコマイシン	10	0	10	0
		フロルフェニコール	10	0	10	0
計	10		120	0	120	0

第三章 衛生管理

1 馬の衛生管理

馬肉は馬刺として生食用で流通することが多いことから、特に衛生管理を強化している。平成27年度も馬枝肉及び枝肉運搬用保冷車の拭き取り検査を行い、その結果に基づいて衛生指導を実施した。

(1) 枝肉拭き取り検査

と畜解体後の馬枝肉は、表面をシャワーで水洗し、急速冷却庫で冷却した後、枝肉全体にアルコールを噴霧して即日搬出している。そこで、搬出直前に拭き取りを行い、糞便系大腸菌群、腸管出血性大腸菌O157及びサルモネラ属菌の3項目について検査を実施した。胸部と肛門周囲部の2ヶ所について、同一のガーゼタンポンで各々100cm²拭き取ったものを検体とした。

平成27年度は、糞便系大腸菌群の陽性率は1.9%、腸管出血性大腸菌O157及びサルモネラ属菌はすべて陰性であった。

ア 検査結果

検査項目	検査頭数	陽性数	陽性率
糞便系大腸菌群	2,569	49	1.9%
腸管出血性大腸菌O157	2,569	0	0.0%
サルモネラ属菌	575	0	0.0%

イ 衛生指導(検査結果の還元)

枝肉の水洗から搬出までの作業はと畜申請業者が行っているため、糞便系大腸菌群検査結果をもとに、と畜業者(解体作業技術員)及びと畜申請業者に対して衛生指導を実施した。

(ア) 枝肉の拭き取り検査結果の還元

前日と畜分の検査結果を馬解体場内に毎朝掲示し、と畜業者(解体作業技術員)及びと畜申請業者の衛生意識の向上を図った。

(イ) 検査結果の還元効果

平成14年8月から検査結果の還元を始めて以降、陽性率は減少傾向にある。平成27年度は前年度よりやや陽性率の減少を認めた。

<糞便系大腸菌群の検査結果の推移>

年度	検査頭数	陽性数	陽性率
H23	2,682	98	3.7%
H24	2,744	108	3.9%
H25	3,202	100	3.1%
H26	3,181	75	2.4%
H27	2,569	49	1.9%

(2) 馬枝肉運搬用保冷車の拭き取り検査

繁忙期前の7月に、馬と畜申請業者の枝肉運搬用保冷車(床及び内壁)の拭き取り検査を行った。26検体について大腸菌群数を、28検体についてATP値を検査し、結果を業者にフィードバックした。汚染が著しい場合には洗浄及び消毒の徹底を指導した。

2 解体場内の構造設備及び機械器具(以下設備・機器)の衛生管理

(1) 設備・機器の拭き取り検査

熊本市食肉センターでは、馬(病畜を含む)についてベッド方式による解体処理を行っている。そこで、枝肉及び内臓に接触する可能性のある設備・機器等の汚染状況を把握するため、馬解体場及び病畜処理室について、7月に拭き取り検査を実施した。

検査項目は、大腸菌群数(CC)、黄色ブドウ球菌数(STX)及びATP値(ATP測定法)の3項目とし、細菌の培地にはスリーエムヘルスケア(株)のペトリフィルム(各々CCプレート及びSTXプレート)を使用し、ATP測定法にはニッスイのルシフェライト ルミメイトを使用した。

拭き取り部位		7月			再検査		
		(CFU/cm ²)		(RLU)	(CFU/cm ²)		(RLU)
		CC	STX	ATP	CC	STX	ATP
馬 解 体 場	解体用ベッド	0.0	0.0	1,714			
	開脚棒	0.0	0.0	3,744			
	ホイストカバー	2.8	0.0	2,261	0.0		
	ポイント切り替え紐	0.0	0.0	23,543			910
	背割鋸の刃	0.0	0.0	1,090			
	鎖	0.1	0.0	1,752	0.0		
	S字フック	0.0	0.0	272			
	白物運搬用台車	0.0	0.0	579			
	肝臓運搬用コンテナ	0.0	0.0	1,079			
	肝臓検査台	0.1	0.0	4,238	0.0		
	急速冷凍庫の扉ノブ	0.0	0.0	546			
	懸垂クレーンフック	0.0	0.0	1,263			
病 畜 処 理 室	解体用ベッド	0.0	0.0	9,172			1,430
	開脚棒	0.0	0.0	3,543			
	ホイストカバー	0.0	0.0	1,426			
	庫内ポイント切り替え紐	0.0	0.0	9,698			8,212
	背割鋸の刃	0.0	0.0	3,619			
	赤物検査台	0.0	0.0	378			
	白物用まな板	0.0	0.0	197			

(2) 食肉センターへの衛生指導

食肉センター管理者に対し、拭き取り検査結果を通知し、解体作業終了後の徹底した洗浄を指導した。

第四章 その他

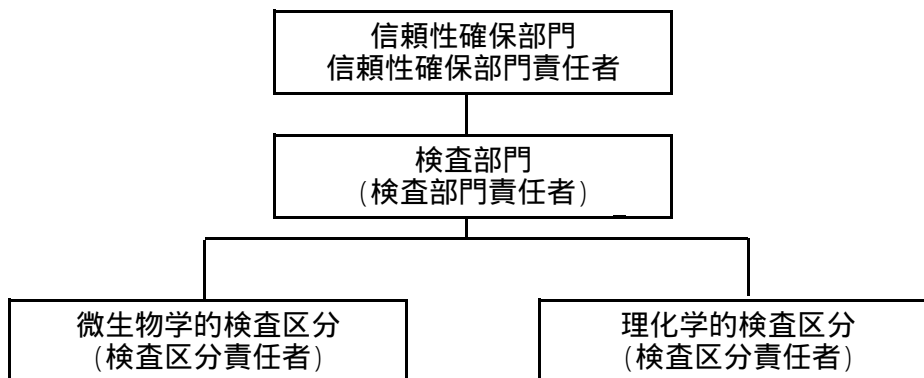
1 精度管理事業

(1) 業務管理基準 (GLP) に対する対応

熊本市では、食品衛生法施行令等の一部を改正する政令(平成8年5月2日政令第109号)の施行に伴い、「食品衛生に関する検査等の業務管理要綱」を制定した(平成9年10月1日)。この要綱は、熊本市における、食品衛生法第29条第2項の規定による食品衛生検査施設等で、食品衛生法施行令第8条第2項に基づく食品衛生法施行規則第37条により行う検査又は試験に関する事務の管理(業務管理)について具体的事項を定め、その検査等の信頼性を確保することを目的としている。

当所では、この要綱に基づいて以下のとおり検査体制の整備を行い、平成10年4月1日から各標準作業書に基づいて業務を実施している。

ア 組織の構成(平成27年4月1日現在)



- a 信頼性確保部門は医療政策課に置く。
- b 食肉衛生検査所には検査部門を置く。
- c 検査部門責任者は食肉衛生検査所長とする。
- d 検査区分責任者は理化学的検査を検査第二班主査、微生物学的検査を検査第一班主査とする。

イ 標準作業書の作成及び改訂

- a 機械器具保守管理標準作業書
- b 試薬等管理標準作業書
- c 毒物・劇物管理標準作業書
- d 危険物管理標準作業書
- e 試験品取扱標準作業書
- f 検査実施標準作業書

2 と畜検査フィードバック事業

生産段階での疾病予防や、枝肉及び内臓等の衛生的な取り扱いの一助として活用してもらうため、平成5年度からと畜検査及び衛生検査結果をと畜申請業者に還元している。

平成27年度は、以下のとおり実施した。

(1)対象者

馬の申請業者9社にアンケートを行い、前年度から引き続き希望した9社に対して毎月と畜検査結果及び衛生検査結果を送付した。

(2)内容

ア と畜検査結果

個体別のと畜検査結果(疾病名、発生数、発生割合等)をフィードバックした。

イ 衛生検査結果

馬枝肉の拭き取り検査結果(糞便系大腸菌群、O157、サルモネラ属菌)をフィードバックし、検査結果が陽性の場合には原因を指摘して対策の助言に努めた。また、生体汚れの目立つ業者に対し、きれいな生体での搬入を促した。

(馬枝肉の拭き取り検査の実施状況は第三章1 馬の衛生管理参照)

(3)フィードバックの効果

衛生検査結果のフィードバックでは、枝肉汚染の要因を示すとともにその対策を助言した。その結果、糞便系大腸菌群の検査で連続して陽性を認めていた業者の結果が改善された。

3 職員の研修等実施状況

職員の検査技術及び能力向上のため、平成27年度は以下の研修及び学会等に参加・出席した。

平成27年9月	全国公衆衛生獣医師協議会全国大会「研修及び調査研究発表会」(東京都:1人)
10月	全国食品衛生監視員協議会研修会(東京都:1人)